

身体拘束適正化指針

I 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者様の生活の自由を制限することで、重大な影響を与える可能性があります。希望が丘では、利用者様一人ひとりの尊厳に基づき、安心・安全が確保されるような仕組みをつくり、施設を運営し、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

身体拘束の適正化を図るために、以下に掲げる措置を講じます。

1. 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員への周知徹底を図る。
2. 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
3. 従業員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(1) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ④ 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る
- ⑤ 点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚を掻き搔らないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける
- ⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、T字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- ⑧ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する

II 職員研修

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他、必要な教育・研修の実施

Ⅲ 身体拘束発生時の報告・対応

ご本人、または他の利用者様の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

(1) 委員会の実施

緊急性や切迫性により、やむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、① 切迫性② 非代替性 ③ 一時制 の3要件のすべてを満たしているかどうかについて、評価・確認する。また、当該利用者のご家族などと連絡を取り、身体拘束実施以外の方法を講じることができるかどうかを協議する。

上記3要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討する。そのうえで身体拘束が必要であると判断した場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」などについて検討し、確認する。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行う。

やむを得ない場合の3要件

1. 切迫性 ご本人または他の利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
2. 非代替性 生命または身体が危険にさらされる可能性が見込まれ、身体拘束を実施し、行動制限を行う以外に代替する支援方法がない場合。
3. 一時性 身体拘束の実施による行動制限が一時的である場合。

(2) 利用者ご本人や家族などに対する説明

身体拘束が必要となった経緯、身体拘束を実施しない場合のリスクについて説明する。

身体拘束の内容（方法、場所、時間帯、期間、改善に向けた取り組み方法など）を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。

個別支援計画に身体拘束を実施することを盛り込み、ご本人・ご家族の同意を得る。行動制限の同意書について説明し、同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前にご家族と締結した内容と方向性、利用者様の状態などを説明し、同意を得たうえで実施する。

(3) 記録

福祉の森のケース記録様式を用いて記録する。

（身体拘束の状況）と題し、① 心身の状況およびやむを得なかった事由 ② 身体拘束の方法 ③ 時間帯および時間などを記録し共有すると共に、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、職員に周知する。なお、身体拘束に至る検討、実施に係る記録は保存する。

(4) 拘束の解除

(3) の記録と検討の結果、身体拘束の 3 要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を介解除し、利用者様・ご家族に報告する。

IV 利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、利用者様・ご家族等に身体拘束防止への理解と協力を得るため、ホームページに掲載し、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

本指針は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

身体拘束に関する同意書

様

上記氏名者の状態が下記の①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を実施します。ただし、身体拘束を解除することを目標に、鋭意検討を行うこととお約束いたします。

- ① 切迫性：ご本人または他の利用者様の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 非代替性：生命または身体が危険にさらされる可能性が見込まれ、身体拘束を実施し、行動制限を行う以外に代替する支援方法がない。
- ③ 一時性：身体拘束の実施による行動制限が一時的である場合。

拘束が必要な事由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯および時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始および解除の予定	年 月 日 時から 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日 社会福祉法人希望が丘 施設長 里見 秀幸 印

説明者氏名 : 印

上記の件について説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日 氏名(ご本人): 印

氏名(代理人): 印